

特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383番地13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、伊勢志摩地域におけるバリアフリーを推進・情報発信し、ノーマライゼーション文化のいきづく観光地とすることによって、眠っているバリアフリーマーケットを全国に先駆けて確保するとともに、本地域の「もてなし」のサービス向上を図り、もって、障害者や高齢者が健常者と共に暮らすノーマライゼーション社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (6) 障がい者の自立と共生社会（障がいある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) バリアフリーの観光情報の収集・発信事業
- (2) バリアフリー評価事業
- (3) 観光地のバリアフリー化事業
- (4) モニターツアー・イベント事業
- (5) 前各号に付帯する一切の業務

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員と賛助会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した者で、本法人の運営に協力できる個人。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人を資金的に賛助する個人・団体・企業。
- (3) サポート会員 本事業の目的に賛同し、本事業を資金的に賛同する個人。議決権は与えない。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体等が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 1名又は2名

2. 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は社員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事長又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または、電磁的方法による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各社員の表決権は平等なるものとする

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面、または電磁的方法をもって表決し、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

3. 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の変更

(2) 事務局の組織及び運営

- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に、電子網を含む任意の場所で集合あるいは持ち廻り方式で開催できる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出ができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾

を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4. この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した社員の過半数の議決を経て選定された法第11条第3項に掲げるものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事 中村元

理事 石川順子

理事 志多勝彦

理事 橋本あゆみ

理事 野原明浩

理事 野口幸一

監事 山崎昭

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年会費 3,000円

賛助会員 1口 10,000円

7. この変更後の定款は、所管庁が認証した日から施行する。

8. この法人の定款変更後の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月1日から平成18年7月31日までとする。

9. この法人の定款変更後の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。また、翌事業年度は、平成18年4月1日から平成18年5月31日までとする。

この定款は原本と相違ありません

特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

理事 中村 元